

平成31年3月25日

各食品関係団体の長 殿

農林水産省食料産業局長



東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の利用・販売促進について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、東日本大震災以降、被災地域への人的・物的支援など多岐にわたる御支援・御協力をいただくとともに、これまで様々な機会において、積極的に被災地産品の利用・販売等の促進に取り組んでいただいていることに対して感謝を申し上げます。

東日本大震災から8年が経過し、被災地域では事業を再開する事業者も増え、津波被災農地の約9割で営農再開が可能になるなど、本格的な産業・生業の再生が進んでいます。しかしながら、震災により失われた販路の確保等の問題や、消費者の被災地産品に対する不安はいまだ残っており、福島県をはじめとした一部の被災地域では、その払拭が復興を進めるための重要な課題となっております。

このため、政府として平成29年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、これに基づき、食品中の放射性物質の検査結果や生産現場での取組等について正確で分かりやすい情報提供を行うなど、関係府省庁が連携して被災地産品の利用・販売等に係る取組を継続的に行っております。このように政府一体となって被災地の復興に係る取組を推進しているところですが、併せて官民を挙げて全国で被災地支援の機運を高めていくことが、被災地域の復興を図る上で大変重要と考えております。

については、貴団体会員企業の事業活動における福島県産品をはじめとした被災地産品の流通・販売促進や被災地応援フェアの開催、社内食堂・贈答品等での一層の利用・販売、さらに社内研修や社員旅行等での被災地への視察・観光の促進、放射線の正しい知識に関する企業での研修の実施等について、これまで以上の御尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。また、こうした取組について、貴団体のなかでのフォローアップや優良事例の積極的な対外発信に取り組んでいただければ幸いです。

<お問合せ先>

農林水産省 食料産業局 食品流通課

流通構造改善班 高橋、伊藤

03-3502-7659 (直通)